

# 歴史教科書における被差別身分についての記述の変遷と 指導上の留意点

—江戸時代の身分制度の正しい知識と中学・高校における指導について—

小宮 龍一

## はじめに（調査研究のねらい）

中学校の歴史教科書に、江戸時代の身分制度に関連して被差別身分の内容が記述されたのは1972年度版からであるとされている。この時期に記述が始まったこと的背景について確認したい。

1961年12月に政府は同和对策審議会に対して「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」について諮問した。審議会は1965年8月に、同和問題について「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」とする答申を出した。審議会は教育問題に関する対策を「同和教育の中心的課題は法もとの平等の原則に基づき、社会の中に根づよく残っている不合理な部落差別をなくし、人権尊重の精神を貫くこと」とし、「個人の尊厳を重んじ、合理的精神を尊重する教育活動が積極的に、全国的に展開されねばならない」ことを基本的な方針として答申した。1969年に同和对策事業特別措置法が施行され、その後、同和对策事業が積極的に推進されるようになる。

1970年代前半のこのような時期に教科書に被差別身分の内容が記述されるようになった。答申の内容のように「個人の尊厳を重んじ、合理的精神を尊重する教育活動が積極的に、全国的に展開」される施策の一環として江戸時代の身分制度に関連して被差別身分の表記が進められたものと考えている。

1972年度版は8社が中学校歴史教科書を発行し、上杉（2003）は4社の教科書が初めて被差別身分について記述したとしている。4社のうち2022年度版でも中学校の歴史教科書を発行しているのは2社であるが、2022年度でより占有率の高いA社の教科書を例にとって、1972年度版と2022年度版で身分制度についての記述を比較してみたい。

### （1972年度版）

「江戸時代の社会では、秀吉の検地と刀狩とによってつくられた身分の区別が、人々の生活をきびしくばっていた。身分は、武士（士）と百姓（農）と町人（工・商）とに分けられ、さらに低い身分もつくられた。そして、それぞれの身分のなかにも、細かい上下の差別があった。」

### （2022年度版）

「百姓・町人などの身分とは別に、えた身分やひにん身分の人々がいました。えた身分の人々は、農業を行って年貢を納めたほか、死んだ牛馬の解体や皮革業などで生活しました。また、犯罪者をとらえることや牢番など、役人の下働きも務めました。ひ

にん身分の人々も役人の下働きや芸能などで生活しました。

かれらは、ほかの身分の人々から厳しく差別され、村の運営や祭りにも参加できませんでした。幕府や藩は、かれらの住む場所や職業を制限し、服装などの規制を行いました。そのため、かれらに対する差別意識が強まりました。」

1972年度版は被差別身分について「身分は、武士と百姓と町人とに分けられ、さらに低い身分もつくられた」と記述し、2022年度版は「百姓・町人などの身分とは別に、えた身分やひにん身分の人々がいました」と記述している。記述のうえで大きな違いが二つある。一つには百姓や町人などの身分との関係についてである。1972年度版は被差別身分を「さらに低い身分」に位置付け、2022年度版は「別」の身分と位置付けている。被差別身分を江戸時代の身分制度の中でどのように位置付けるかの違いである。次に1972年度版は「えた」「ひにん」という呼称を使用していないのに対して、2022年度版は「えた」「ひにん」という呼称を使用して表記している。被差別身分を表記する際に「えた」「ひにん」という呼称を使用するか否かの違いである。被差別身分についての記述が始まって50年が経過する中で、被差別身分についての記述はどのように変化してきたのであろうか。本稿では中学校の歴史教科書について次のような調査を行うとともに、中学校及び高等学校の授業で江戸時代の身分制度を指導する際の指導上の留意点について考察したい。

- ① 被差別身分についての記述が始まったのは1972年度版の教科書からとされている。それ以前の教科書は被差別身分についての記述をしていないか。
- ② 1972年度版のA社の教科書で被差別身分は「低い身分」と位置付けられていたが、現行のA社の教科書では「別の身分」と位置付けられている。このように変化した時期はいつ頃であるのか。またすべての教科書に該当する変化なのか。
- ③ 1972年度版のA社の教科書で被差別身分は「低い身分」と表記されていたが、現行のA社の教科書では「えた」「ひにん」という呼称を使用して表記されている。このように変化した時期はいつ頃であるのか。またすべての教科書に該当する変化なのか。

## 1 被差別身分についての記述が始まった時期（調査1）

### 1-1 調査の方法

同和対策審議会の答申は1965年であったが、政府が審議会に諮問したのは1961年であり、政府として「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決する」ことが必要であったために諮問したのである。このように同和問題が社会問題として取り上げられ、そして当時のすべての教科書が江戸時代の身分制度について「士農工商」の内容を中心として詳しく記述している中で、すべての教科書が被差別身分について記述していなかったのであろうか。筆者はこのことに疑問を抱き1963年度版、1966年度版、1969年度版の中学校歴史教科書の江戸時代の身分制度に関する記載を確認することとした。なお、中学校の教科書は概ね3年ごとに改訂され、改訂後3年間は同じ内容で発行・使用されることが基本となっている。

## 1-2 調査の結果

1963年度版は8社の教科書が発行されていた。8社の教科書について江戸時代の身分制度の記載内容を確認したところ、8社すべての教科書で被差別身分についての記述はなかった。

1966年度版も8社の教科書が発行されていた。8社の教科書において同様の確認をしたところ、7社の教科書では被差別身分についての記述はなかったが、B社の教科書の本文と脚注に次のような記述があった。

本文：「秀吉のころにできた身分の区別は、この時代に、いっそうはっきりされ、職業によって、士・農・工・商の身分にわけられた」

脚注：「このほかに一般と交際や結婚を禁じられていた賤民がいた」

1969年度版も8社の教科書が発行されていた。1966年度版と同じく7社の教科書で被差別身分についての記述はなく、B社の教科書は1966年度版と同じ内容で被差別身分についての記述があった。

## 1-3 まとめ

これまで「中学校の歴史教科書に被差別身分が初めて記述されたのは1972年度版」というのが「定説」であった。今回の調査によりその「定説」より6年遡る1966年度版の教科書において被差別身分が「賤民」として記述されていたことが確認された。1969年に同和対策事業特別措置法が施行されて国が同和対策事業に本格的に取り組む以前に、B社の教科書が同和対策審議会答申の趣旨に沿った内容で被差別身分について記述していた。1966年度版の教科書は1965年度中に検定を受けるスケジュールである。このことを考えると、教科書執筆者は同和対策審議会の答申以前から準備をしなければ検定に間に合わせることができない。B社が1966年度版において他社に先駆けて被差別身分について記述したことは高く評価することができる。

## 2 「低い身分」から「別の身分」へ（調査2）

### 2-1 調査の方法

「はじめに」で確認したように1972年度版のA社の教科書は被差別身分を武士・百姓・町人よりも「低い身分」と位置付けて、2022年度版は「百姓・町人などの身分とは別に、えた身分やひにん身分の人々がいました」と位置付けている。江戸時代の身分制度の中で被差別身分を「低い身分」（下の身分）に位置付けるか、「別の身分」（差別された身分）に位置付けるかという点で違いがある。1970年代から1990年代の歴史研究の進展を背景として被差別身分についての捉え直しが進み、教師が授業で広く使っていた被差別身分を最底辺とするピラミッド型身分図では江戸時代の身分制度を正しく説明できないのではないかという見方が広がった。このような中で被差別身分を「低い身分」（下の身分）と位置付ける記述から、「別の身分」（差別された身分）と位置付ける記述に移っていった。調査2では1972年度版以降のすべての中学校歴史教科書について被差別身分を身分制度の中で「低い身分」（下の身分）と位置付ける記述か、「別の身分」（差別された身分）と位置付ける記述かについて確認を行い、どのように移行しているかについて明確にした。

表1 江戸時代の身分制度に関する被差別身分についての記述の変遷（1963-2022年度版）

記号等の説明

1 中学校歴史教科書の発行の有無

- : 発行していない

2 被差別身分についての記述の有無

○ : 記述あり

× : 記述なし

3 被差別身分の位置付け

低 : 被差別身分を「低い身分」（下の身分）と記述 ← 該当の欄を網掛

別 : 被差別身分を（最下位でなく）「別の身分」（差別された分）と記述

本文中の略記	教科書の 使用年度	A社	B社	C社	D社	E社	F社	G社	H社	I社① (注1)	I社② (注1)	J社	K社	L社	M社	N社	O社	発行教科 書の種類	被差別身分の位置付け		
																			低い身分	別の身分	
1963年度版	1963-65	×	×	×	×	×	×	×	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	0	0
1966年度版	1966-68	×	○別	×	×	×	×	×	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	0	1
1969年度版	1969-71	×	○別	×	×	×	×	×	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	0	1
1972年度版	1972-74	○低	○低	○低	○低	×	×	×	×	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	4	0
1975年度版	1975-77	○低	○低	○低	○低	○低	○低	○低	○低	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	8	0
1978年度版	1978-80	○低	○低	○低	○低	○低	○低	○低	○低	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	8	0
1981年度版	1981-83	○低	-	○低	○低	○低	○低	○低	○低	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	7	0
1984年度版	1984-86	○低	-	○低	○低	○低	○低	○低	○低	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	7	0
1987年度版	1987-89	○低	-	○低	○低	○低	○低	○低	○低	-	-	-	-	-	-	-	-	-	7	7	0
1990年度版	1990-92	○低	○低	○低	○低	○低	○低	○低	○低	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	8	0
1993年度版	1993-96	○低	○低	○低	○低	○低	○低	○低	○低	-	-	-	-	-	-	-	-	-	8	8	0
1997年度版	1997-01	○低	○低	○低	○低	○低	○低	-	-	○低	-	-	-	-	-	-	-	-	7	7	0
2002年度版	2002-05	○別	○別	○別	○低	○別	○低	-	-	○別	-	-	-	○低	○別	-	-	-	9	3	6
2006年度版	2006-11	○別	○別	○別	-	○別	○低	-	-	○別	○別	○別	-	○低	○別	-	-	-	10	2	8
2012年度版	2012-15	○別	○別	-	-	○別	○低	-	-	○別	-	○別	○別	-	-	-	-	-	7	1	6
2016年度版	2016-20	○別	○別	-	-	○別	○低	-	-	○別	-	○別	○別	-	-	○低	-	-	8	2	6
2021年度版 (注2)	2021-22	○別	○別	-	-	○別	-	-	-	○別	-	○別	○別	-	-	○低	○別	-	8	1	7

(注1) I社が同時期（2006-11年度）に2種類の教科書を発行していたため「I社①」と「I社②」の列を設けている。

(注2) 本文中では「2022年度版」と表紙している場合もある。

## 2-2 調査の結果

表1は調査2の結果と、調査1で行った1963年度版、1966年度版、1969年度版での確認内容をまとめている。

### (1966年度版・1969年度版について)

1966年度版でB社の教科書が被差別身分について初めて記述し、その記述は「士・農・工・商の身分にわけられた」という本文と、脚注に「このほかに一般と交際や結婚を禁じられていた賤民がいた」となっていた。この記述内容に「低い身分」(下の身分)に相当する内容はなく、また脚注の文頭を「このほかに」としているため「別の身分」(差別された身分)に位置付けていると区分した。

### (1972年度版)

B社は1969年度版から脚注の記述を変更し「この下にさらに身分の低い層がおかれ、居住や交際などの面できびしく差別されていた」とした。新たに3社が被差別身分について記述を始めた。A社が「さらに低い身分」、C社が「農工商の下に賤民の身分」と記述し、D社が脚注で「〔えた・ひにん〕幕府や藩により最下層民とされた人々」と記述した。この結果、記述した4社すべてが「低い身分」(下の身分)に位置付けた記述の内容であった。

### (1975年度版－1997年度版)

1975年度版以降、すべての教科書で被差別身分の記述がなされるようになった。そして表1にあるように1997年度版まですべての教科書が「低い身分」(下の身分)に位置付けて記述した。

### (2002年度版－2021年度版)

2002年度版より「別の身分」(差別された身分)と位置付ける記述が行われるようになり、2002年度版は9社中6社が「別の身分」(差別された身分)と記述し、従来どおり「低い身分」(下の身分)と位置付けたのは3社であった。その後、「低い身分」(下の身分)と位置付けた教科書は2006年度版に2社となり、以降1社または2社で推移している。

## 2-3 まとめ

小学校の歴史教科書における被差別身分の記述の変遷については新保(2006)が調査をおこなっている。新保によれば2000年度版から新たに「別の身分」(差別された身分)に位置付けた記述が始まり、2002年度版では全5社が「別の身分」(差別された身分)の位置付けになっている。また今回、筆者がその後の小学校の教科書の記述を確認したところ現行の教科書を含めてすべてが「別の身分」(差別された身分)と位置付けた記述であった。

このようなことから今回の調査までは中学校の歴史教科書においても小学校と同様にすべての教科書が「別の身分」(差別された身分)の位置付けになっているであろうと考えていた。調査の結果、2002年度版から多くの教科書が「別の身分」(差別された身分)に位置づけた記述になるが、2022年度版においてもN社のように「低い身分」と位置付けている教科書もあった。筆者は歴史学の研究者ではなく「低い身分」と位置付けることが誤りだとする立場にない。しかしながら1970年代から約30年間、小中学校の教科書が被差別身分を「低い身分」(下の身分)と記述してきた中で、小中学校の児童・生徒の間で賤称語を使用したトラブル(差別事案)が起こっていたこと、歴史研究の進展した結果として「士農工商」と呼ばれたピラミッド型身分階層制度についても教科書に記述されなくなっ



ていること、これらを考えると現行教科書が被差別身分を「低い身分」と位置付けて記述することには疑問を感じる。

また1966年度版と1969年度版でB社は他社に先行して被差別身分について「このほかに一般と交際や結婚を禁じられていた賤民がいた」と記述しており、記述内容に「低い身分」(下の身分)に相当する内容はなかった。1972年度版で初めて被差別身分について記述された時に「低い身分」(下の身分)と記述され、その後に「別の身分」(差別された身分)に移行したのだと考えていた筆者にとって大きな発見であった。上下の関係を基本にした身分階層制度にB社の執筆者が疑問をもち、脚注の文頭を「このほかに」と記述したと考えると非常に先見的な内容であったとすることができる。B社が1972年度版以降で記述を変えて他社と同様に「低い身分」(下の身分)としたのは残念であるが、教科書の役割や「時代の制約」を考えるとやむを得ないことと考えられる。

### 3 被差別身分についての表記の変遷 (調査3)

#### 3-1 踏査の方法

「はじめに」や調査2で確認したとおり、1966年度版・1969年度版のB社の教科書では被差別身分が「賤民」と表記され、1972年度版のA社の教科書では「さらに低い身分」と表記されていた。そして現行のA社の教科書では「えた身分やひにん身分の人々」と表記されている。調査3では1969年度版、1972年度版、1975年度版、1978年度版、1981年度版の各教科書でどのように表記されていたかを確認したい。さらに現行の2022年版の各教科書の表記を確認し、被差別身分の表記についての特徴や傾向について明らかにしたい。

#### 3-2 調査の結果

##### ○1969年度版から1981年度版の表記

1969年度版では8社中1社(B社)のみが被差別身分について「賤民」という表記をしていた。

1972年度版では8社のうち4社が被差別身分について次のように記述した(被差別身分の記述を含む一文を本文より抜粋、下線は筆者)。

A社：身分は、武士(士)と百姓(農)と町人(工・商)とに分けられ、さらに低い身分もつくられた。

B社：(本文の「士・農・工・商」に注→)脚注：この下にさらに身分の低い層がおかれ、居住や交際などの面できびしく差別されていた。

C社：士(武士)と農(百姓)・工(職人)・商(町人)の間には、はっきり上下の差別がつけられ、なお農工商の下に賤民の身分がおかれた。

D社：武士は、その支配を固めるために、町人を工と商に分け、士農工商(四民)およびえた・ひにんの身分の差別をきびしくした。

4社の被差別身分についての表記は「さらに低い身分」が1社、「賤民の身分」が1社、「えた」「ひにん」という呼称を使用した表記が2社(うち1社は「賤民」という呼称を併用)であった。被差別身分について記述しなかった教科書が4社あり、記述の有無について対応が分かれ、また記述している教科書の中で表記の仕方が分かれた。

同様の調査を1975年度版、1978年度版、1981年度版の教科書でも行い、各社の教科書が被差別身分をどのように表記しているかを確認した。その結果を一覧にしたのが表2である。1975年度版では8社すべての教科書が被差別身分を記述するようになり、「えた」「ひにん」という呼称を使用した表記が6社、「さらにその下の者の身分」という表記が1社、「さらにその下の賤民の身分」という表記が1社であった。1978年度版では8社すべての教科書が被差別身分について「えた」「ひにん」という呼称を使用した表記となり、1981年度版でも7社すべての教科書が同様の表記であった。

**表2** 被差別身分についての表記（1969年度版-1981年度版）

（記号説明）×：被差別身分の記述なし

	1969年度版	1972年度版	1975年度版	1978年度版	1981年度版
A社	×	さらに低い身分	えたやひにんとよばれる低い身分	同左	同左
B社	（一般と交際や結婚を禁じられていた）賤民	さらに身分の低い層	えた・ひにんとよばれる最下層の賤民の身分	最下層の賤民としてえた・ひにん	教科書発行なし
C社	×	賤民の身分	えた・ひにんの身分	えた・ひにんといういちだんと低い身分	「えた」「ひにん」身分
D社	×	えた・ひにんの身分	えた・ひにん	同左	同左
E社	×	×	えた・ひにんの身分	同左	同左
F社	×	×	えた・ひにんという身分	同左	同左
G社	×	×	さらにその下の者という身分	えた・ひにんとよぶいっそう低い身分	同左
H社	×	×	さらにその下の賤民の身分	えた・非人といういちだん低い身分	えた・ひにんといういちだん低い身分

（8種類発行）

（8種類発行）

（8種類発行）

（8種類発行）

（7種類発行）

※網掛けは被差別身分について「えた」「ひにん（非人）」の呼称を使用している表記。

## ○2022年度版の表記

2022年度版は8社から8種類の教科書が発行されている。そのすべての教科書について被差別身分についてどのように表記しているかを確認したところ次のとおりであった。

A社：えた身分やひにん身分の人々

B社：えたとよばれた人々 / ひにんとよばれた人々

E社：えた・ひにんなどの身分とされた人々

I社：「えた」や「ひにん」などとよばれる身分

J社・K社：えた・ひにんとよばれる身分

N社：「かわた（長吏）」「えた」とよばれた人びと / 「ひにん」

J社とK社は同じ表記であるので表記は7種類であり、7種類すべてが「えた」「ひにん」という語を使用した表記であった。

### 3-3 まとめ

「えた」「ひにん」という呼称が元来は賤称であることから、1966年度版においてB社は「えた」「ひにん」の使用を避け「賤民」という表記を使用したと推察される。1972年度版においても同様の理由でA社は「低い身分」、C社は「賤民」と表記したと考えられる。一方でB社とD社が「えた」「ひにん」という呼称を使用して表記したのはより正確な知識を伝えるという趣旨と考えられる。その後「えた」「ひにん」の呼称を使用して表記する教科書が増え、1978年度版においてすべての教科書が「えた」「ひにん」の呼称を用いて表記し、そのような表記が中学校歴史教科書において定着した。

その後も歴史研究を反映した内容とするために各社が様々な配慮の中で被差別身分の表記は少しずつ改められ、2022年度版の表記に至っている。8社すべてが「えた」「ひにん」の呼称を用いた表記となっており、N社は「かわた（長吏）」という呼称を併せて用いた表記としている。

## 4 指導上の留意点

「はじめに」で1972年度版教科書と2022年度版教科書の被差別身分についての記述を比較した。教科書の改訂を重ねる中で記述内容は変化している。教科書の記述内容の変化に対応して授業内容の改善が必要である。適切な教科指導のための基本的な留意点をあげたい。

### 4-1 学習指導要領との関係

1959年改訂の中学校学習指導要領では社会（歴史的分野）の内容として次のように記載されている（下線は筆者）。

「江戸時代の社会と文化」については、封建社会と士農工商、村のしくみと農民の生活、産業・都市・交通・貨幣経済の発達、儒学を中心とする学問・教育その他の文化の変遷などの学習をとおして…以下略…。

1970年改訂の学習指導要領では次のように記載された。

ウ 武士の社会と生活

身分制度の確立、儒教の奨励、農民への統制、交通の整備、城下町の発達などに触れて当時の社会や生活のありさまを理解させるとともに、…以下略…。

1970年の改訂によって「士農工商」の記載がなくなり、かわって「身分制度」が記載されている。一般的に「士農工商」に被差別身分は含まれないが、「身分制度」に被差別身分は含まれる。1970年に改訂された中学校学習指導要領が実施されたのは1972年度である。今回の調査で確認したとおり、1972年度版の教科書で8社のうち4社が被差別身分について記述し、1975年度版では8社すべてが記述した。1970年の中学校学習指導要領の改訂があって、中学校の歴史教科書において被差別身分の記述が進んだ。その後、中学校学習指導要領は1978年、1989年、1998年、2008年に改訂されるがそれらの内容に「身分制度」は継続して記載されており、2017年の改訂では「身分制」と記載された。

また中学校学習指導要領解説〔社会歴史的分野〕(1998年)は次のように記載している（下線は筆者）。



「江戸幕府の成立と大名統制，鎖国政策，身分制度の確立及び農村の様子」については、…中略…，身分制度が確立し，それぞれの身分の中で人々が職分を果たしたこと，…中略…，に気付かせ，…以下略…。

下線部については1998年の解説で初めて記載された内容である。「はじめに」で取り上げた2002年度版教科書の被差別身分についての内容には仕事に関する記述が多くなっている。その理由には解説(1998年)に下線部の内容が加えられたことがあると考えている。その後の解説(2008年, 2017年)においても下線部の内容と同様の内容が記載されている。江戸時代の身分制度についての指導では被差別身分が様々な仕事に従事して社会や文化を支えていたことについて丁寧に指導することが重要である。

ここでは被差別身分に関係する中学校学習指導要領とその解説の内容について取り上げた。中学校社会(歴史的分野)に限らず，すべての校種・教科・単元において学習指導要領及びその解説の内容を理解しておくことが適切な教科指導，よりよい授業の基盤である。

## 4-2 被差別身分の表記について

1970年代は歴史教科書で被差別身分について記述することや、「えた」「ひにん」の呼称を使用して表記することについて慎重な意見，批判的な意見もあった。その中で、「えた」「ひにん」の呼称を使用した表記が定着した背景について考えてみたい。同和对策審議会は答申の中で次のように述べている(下線は筆者)。

- ・精神，文化の分野でも昔ながらの迷信，非合理的な偏見，前時代的な意識などが根づよく生き残っており，特異の精神風土と民族的性格を形成している。このようなわが国の社会，経済，文化体制こそ，同和問題を存続させ，部落差別を支えている歴史的社会的根拠である。

さらに次のようにも述べている。

- ・「未解放部落」または「同和関係地区」(以下単に「同和地区」という。)の起源や沿革については，人種の起源説，宗教的起源説，職業的起源説，政治的起源説などの諸説がある。しかし，本審議会は，これら同和地区の起源を学問的に究明することを任務とするものではない。ただ，世人の偏見を打破するためにはっきり断言しておかなければならないのは，同和地区の住民は異人種でも異民族でもなく，疑いもなく日本民族，日本国民である，ということである。

1960年代にはこのような内容を答申しなければならない状況があった。歴史教科書に被差別身分についての記述が行われるようになり，1980年代には「えた」「ひにん」の呼称を使用した表記が定着したのは「昔ながらの迷信，非合理的な偏見，前近代的な意識」を払拭するために必要な表記であるとして広く国民に受け入れられた結果と考えている。

一方，2022年度版教科書でN社は『かわた(長吏)』『えた』とよばれた人びと」と表記している。江戸時代に用いられていた被差別身分の呼称は地域により異なり，「かわた(長吏)」という呼称が使用されていた地域も少なくないことは筆者も承知している。この表記は地域の教材等で使用されることはあり得ると考えており，また高等学校の日本史で専門知識に近い内容として使用するとともに地域により様々な呼称のあることを示すことにも異論はない。しかしながら歴史教科書で被差別身分を記述するようになって50年以上

が経過し、これまでに「えた」「ひにん」の呼称を使用した表記が定着している。全国で使用される教科書に「かわた(長吏)」と表記する必要があるのか、筆者には理解できない。さらにN社は「ひにん」という表記も使用している。調査3の結果を注意深くみると2022年度版で使用されている7種類の表記すべてが「えた」「ひにん」の呼称を使用しているが、「えた」「ひにん」の呼称のみで表記しているのはN社の「ひにん」のみである。その他の表記は「えた」「ひにん」の呼称と「身分の人びと」「よばれた人々」「よばれる身分」などと組み合わせて表記している。このような組み合わせた表記の仕方は1972年度版から多くの教科書が使用しており、「えた」「ひにん」の呼称のみでの表記は稀であった(表2参照)。なぜ「えた」「ひにん」の呼称のみの表記は使用されてこなかったのだろうか。1978年の全国同和教育研究大会において「身分制度の学習を終えた後に差別事件がおこる」という報告があった。古川(2003)は「身分制度の学習で、教科書にある『士・農・工・商・えた・ひにん』という言葉が、子どもたちの生活のなかで序列・順番の概念として認識され、集団の中にある一定の上下関係や差別・被差別の関係にあてはめて差別発言として使われていくケースが多発した」と指摘している。調査3で確認したように1972年度版で4社の教科書が被差別身分について記述を始めたが、その表記は様々であった。様々な表記となったのは執筆者・編集者側に「教科書に記述した内容が学習者の間で差別発言などに使われることのないよう表記を工夫したい」という意図があったのではないか。そのために「えた」「ひにん」の呼称を使用せず「さらに低い身分」や「賤民の身分」と表記したり、あるいは「身分」という語を加えて「えた・ひにんの身分」などと表記したりしたのではないかと、筆者はそのように考えている。そしてそのような表記上の配慮が現行の教科書まで引き継がれていると理解している。N社は2016年度に初めて歴史教科書を発行した。今後の表記について注視したい。

以上のような表記の変遷とその背景を考えると、中学の社会(歴史的分野)や高等学校の歴史関係科目において身分制度について指導する際には差別の問題性や、「えた」「ひにん」という呼称は賤称であり日常での使用は問題があることなどについて学習者に理解させることが重要である。

## おわりに

本稿では歴史教科書の身分制度の記述について取り上げ、被差別身分の記述や表記について調査を行った。従来は「中学校の歴史教科書が初めて被差別身分について記述したのは1972年度版である」というのが定説であったが、今回の調査により1966年度版の教科書が被差別身分の記述をしていることを確認することができた。これは今回の調査の成果と考えている。また被差別身分についての記述内容や表記についても詳細に比較し、この50年間の変遷とその背景についてまとめることができた。身分制度の記述に限らず、今後の教科書改訂において記述の変更があった時に、たった一文字の違いであっても単なる字句の修正ではなく、大きな内容変更があり得ることにも十分留意しなければならない。本稿で確認した「別の(低い)身分」から「別の身分」への修正のように。このことが特に中学の社会(歴史的分野)や高等学校で歴史関係科目においてより適切な指導に役立つものと考えている。

**(引用文献・参考文献)**

古川正博 「教科書記述の変遷と同和教育（抄）」『同和教育』第500号（2003）

上杉 聡 「歴史教科書が変わった」『部落解放』第511号（2003）

新保真紀子 「小学校社会科・身分制度成立に関する教科書記述の変遷」『神戸親和女子大学学術リポジトリ』（2006）